

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：34316
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22730391
 研究課題名（和文） 先住民族テレビの成立・存続要件と国家の制度的支援のあり方に関する研究
 研究課題名（英文） A Study on the Emergence and Sustainability of Indigenous Peoples' Television, with an Emphasis on the Policy Frameworks of States
 研究代表者
 八幡 耕一 (KOICHI YAWATA)
 龍谷大学・国際文化学部・准教授
 研究者番号：10452210

研究成果の概要（和文）：

本研究から得られた示唆は、情報通信技術の革新が、先住民族の権利宣言の立案過程とその議論にも影響を及ぼし、国家が先住民族テレビを制度的に支援する意義が、起草・交渉の過程を通じて低減または変質していったと推察される点である。また、事例分析からは、国内法における先住民族問題の認知が重要な役割を果たすことは明らかであり、技術革新だけに依拠しては、先住民族テレビの成立・存続は十分に達成しえないと考えられる。

研究成果の概要（英文）：

This study revealed that information technology has influenced to certain extent Article 16 of the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. The study indicates that IT development has altered the meaning and importance of states' policy frameworks in supporting indigenous peoples' television. The case analyses conducted in the study also indicate that domestic legal systems play an important role in the emergence and sustainability of indigenous peoples' television.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：メディア研究

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：先住民族、メディア、政策科学、テレビ研究

1. 研究開始当初の背景

2007年9月、国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、「権利宣言」）が採択された。その第16条は以下のとおり、(1)先住民族が固有の言語で独自のメディアを設立する権利を、また、(2)既存メディアが先住民族の文化的多様性を反映するよう、国家の働きかけを要求している。

第16条1項に該当するマス・メディアを、先住民族メディアと呼ぶことが可能である。その形態は多様だが、総じてテレビ放送はその設立・運営コストが多額であること、また、当該国家の放送・文化・民族政策等との絡みもあり、その実践例は一部国家・地域に限られている。さらに、その誕生も比較的新しく、メディア環境・技術の変容が顕著となった

1980年代後半頃からである。

それゆえ研究の蓄積も十分ではない。日本では先住民テレビを正面から扱った研究は皆無に等しく、国外でも先住民テレビの研究者は限られている。エスニック・メディア全般を扱う Donald Browne や、カナダの先住民メディアでは Lorna Roth、Valerie Alia らによる嚆矢的研究があるが、これらは特定テレビ局の経験や日常をエスノグラフィックに描写したものがほとんどで、理論化や体系化に向けた試みは世界的にも未着手の状況にある。

応募者は、先住民テレビに関する実証的な研究が不十分な状況を踏まえ、最も先進的と言われるカナダの先住民テレビ APTN と、カナダの民放テレビのニュース番組を比較することで、APTN の特性を明らかにしてきた。

一方で、先住民メディアは総じて経営基盤が脆弱であり、国家の支援制度や放送政策の枠組みに着眼した研究の必要性も明らかになった。なぜならば、安定的に存続している先住民テレビの多くは、国家・地域を問わず、何かしらの形で政府・国家による公的支援を受けているからである。

以上から、①マス・コミュニケーションにおける送り手とその背後関係に研究の焦点をシフトし、また、②事例分析を増やすことで、これまでの研究を補充あるいは拡張することが必要と考えられる。

2. 研究の目的

(1) 何をどこまで明らかにするか

本研究の直接的な目的は以下 3 点である。すなわち、① 比較的的成功している（経営が安定している）複数の先住民テレビの分析から、外在的・内在的側面に分けてその成功（成立・存続）要因を明らかにする。② 国家が当該先住民テレビの存在や意義をどのように捉え、その結果、具体的な放送政策および（あるいは）関連政策を通じてどのような制度的支援を行っているかを明らかにする。③ 上記で明らかにした成功要因と公的支援がどのような関係にあるか。また、その関係がどのような議論を経て形成されたのか、そしてどのような課題を内在させているのかを分析する。

(2) 目的設定の背景とねらい

「制度的支援」とは、財政的支援以外の、政策枠組みやスキームを通じた支援の方式を指す。（本研究は、政府による交付金・補助金等の金銭給付を通じた支援は除外して考察・分析する）

一般的に放送事業は、電波管理を含む放送通信行政を通じて、国家との密接な関係および緊張関係を内在させるメディアである。ジ

ャーナリズムを通じた権力監視・批判の機能はメディア全般に通じるが、先住民テレビの場合は、国民国家の形成・発展期を通じた同化もしくは周縁化の歴史的・集団的記憶を背景に、国家に対する姿勢をより先鋭化しやすい。その一方で、これまでの先行研究から、政府の公的支援なしに容易には存続し難い先住民テレビの現実も明らかである。

本研究では、成功要因と制度的支援それぞれについて特定し、さらに両者の関係を分析することで、放送政策を通じて国家の庇護を受けつつ、国家への批判と（先住民の）集団利益の訴求を本質とする矛盾の中に存在する、先住民テレビの諸側面に光を当てていく。

本研究の分析は、ニュージーランドとカナダの以下先住民テレビ局を事例に行う。実は、ニュージーランドもカナダも権利宣言の採択に反対票を投じた 4 カ国を構成する（賛成は日本を含む 143 カ国、棄権 11 カ国）。ところが両国家は先住民テレビを積極的に支援し、それぞれの放送局は世界でも主導的な地位にあるとされ、興味深い矛盾が伏在している。ゆえにその背後にある議論や課題等の検討は、先住民メディア研究に重要な示唆を与えると思われる。

3. 研究の方法

本研究は 3 カ年の予定で、原則として代表者が単独で実施する。

2010 年度（初年度）は、主として資料収集・文献調査に充てる。具体的には、1) 権利宣言第 16 条の起草過程、2) ニュージーランドおよびカナダの先住民テレビに関係する諸政策の資料等を網羅的に収集・分析し、推測される成功要因の特定と仮説化につなげる。

2011 年度は、主として現地調査に充てる。前年度に得た仮説の検証とさらなる資料の収集を主たる目的に、対象国における複数回の調査（関係者へのインタビュー調査、質問票調査を中心とする）を実施する。

2012 年度（最終年度）は、研究成果の集約と発表を主として行う。成果の社会還元は、国際機関や世界の先住民組織のほか、日本のアイヌ政策も念頭に置く。

4. 研究成果

(1) 2010 年度の成果

研究初年度にあたる本年度は、インターネットやデータベースを駆使し、①「先住民の権利に関する国連宣言」第 16 条起草の背景、②ニュージーランドおよびカナダの先住民テレビ関連政策の 2 点につき、網羅的な資料・文献の収集および分析を目的とした。日本国内で行うこれら作業は、研究焦点や手

法の精緻化に不可欠であると同時に、現地調査でなければ得難い資料の特定、現地調査で検証すべき点の仮説化につながるものである。

権利宣言は起草から採択まで 22 年という長い歳月を要しているが、この過程で先住民族メディアに関する第 16 条の規定がどの程度重視され、どのような議論が展開されたかは不明であり、当事者間の交渉経過を、議事録や関係者の回顧録等から明らかにする必要がある。同様に、先住民族メディアの進展（許容）度に関して世界でも主導的地位にあるニュージーランドとカナダの諸政策（放送政策、多文化政策など）につき、その形成過程における先住民族テレビをめぐる議論や争点を子細に調査分析することは、本研究への示唆を得るうえで有用と考えられる。

結果的に本年度の研究成果は、①②双方について相当量の資料を入手することができた。一方で、存在は明示的・暗黙的に認められるものの、データベース化されていない（ゆえに日本国内からのアクセスが困難な）資料も少なくないことが判明した。その背景には、権利宣言も個別国家の関連政策についても、政策形成のためになされた議論の多くが 1980 年代になされており、当時の資料が必ずしも電子化して保存されていないことが背景にあると思われる。

欠損資料の存在を考慮すれば、収集済資料の分析から結論を導くのは時期尚早であるが、「現地調査でなければ得難い資料の特定」という意味では本年度の研究は十分有意義であった。また、研究の焦点や方法も、計画段階の構想で十分に実現可能であることも確認された。

(2) 2011 年度の成果

前年度に引き続き、先住民族メディアと権利宣言第 16 条の起草背景に関する資料収集と文献調査を継続した。

権利宣言が起草から採択まで長い歳月を要した背景（政治的な駆け引き等）は概ね明らかになっている。その背景には価値観の多様化（例えば環境問題に対する先住民族の伝統的知識の有用性が評価される等）などがあると推察されるが、より注目すべきは国連等の作業部会での政府間、あるいは政府と非政府組織（ここには先住民族団体も含まれる）間の対面交渉の背景にある、いわゆる情報通信技術の目覚ましい発展である。先住民族の権利宣言採択までの約 20 年間は、インターネットが社会的に広く普及した時期と重なり、これによる公論あるいは公共圏の形成とその影響を見過ごすべきではない。

一方、先住民族メディアに関する第 16 条の規定がどの程度重視され、どのような議論が展開されたかについては、非公式の記録が

残存しているとは限らず、また権利宣言の起草段階が長期に渡るため、利害関係者の入れ替わりや見解等の変遷もあり、引き続き資料収集と文献調査を進める必要がある。なお、この点についても、インターネットの普及前と普及後では関連資料の蓄積に大きな差異があるように思われるため、本研究では二重の意味で IT の影響を強く意識している。

先住民族メディアに対する諸外国の制度的支援については、当該国の研究者を中心にエスノグラフィックな文献が少なからずあることから、それらの再検討を通じて知見や教訓等の国家・時期横断的な整理を進めた。当初予定していた国外での現地調査については、上述のように資料収集と文献調査をさらに進める必要があること、インターネットを利用した音声通話やメール等での聞き取りでもある程度対応可能であること（在外の研究者や関係者とは適宜連絡や意見交換を行った）から追って実施予定である。

(3) 2012 年度の成果

研究の最終年度に当たる本年度は、先住民族メディアと「先住民族の権利宣言」第 16 条の起草背景に関する資料収集と文献調査を継続しつつ、次第に明らかになった情報通信技術（特にインターネット）が交渉に与えた影響の把握に傾注した。

本研究から得られた示唆は次のとおりである。起草・交渉過程にあわせて発展・普及した人工衛星やインターネット等（特に後者）は、①先住民族に係る諸問題（以下、便宜的に「先住民族問題」とする）を社会全体で共有することに貢献した、②一部の先住民族団体に対して、テレビ以外の比較的廉価な情報発信手段を提供することになった。

上から、結果的に情報通信面での技術革新は、先住民族の権利宣言第 16 条（第一項は先住民族が固有の言語で独自のメディアを設立する権利を、第二項は既存メディアが先住民族の文化的多様性を反映するよう国家の働きかけを規定する）にも少なくない影響を与えたと推察される。別言すれば、国家が先住民族テレビ・先住民族メディアを制度的に支援する意義は、起草・交渉の過程を通じて低減あるいは変質したといえる。

それでもなお、本研究で調査したカナダのような国家では、最高法規レベルや放送法を含む国内法で先住民族問題の存在を認知しており、そのことが先住民族テレビの成立や存続に重要な役割を果たしていることは明らかである。つまり技術革新だけに依拠しているのは、先住民族テレビの成立・存続は十分に達成しえないといえる。

法令の重要性を指摘することは、「国民国家あってこそその先住民族問題」という、ある意味皮肉な帰結をもたらすことになるが、電

波を伝送手段に用いる以上、現実には国家の法的枠組みの支援なしに先住民族テレビの存続は容易ではないというのが本研究の立場である。今後は、国家の法的枠組みにとらわれないインターネットがどこまでテレビを代替するか、という社会情報学的側面からも研究を進めてみたい。

(4) 全体を通じての総括

①得られた成果の国内外における位置づけ

先住民族テレビに関する研究は、先住民族メディアが存する国家・地域におけるエスノグラフィカルな研究に偏ってきた。

様々な先住民族メディア（媒体）のうち、特にテレビについては実践例も限られることから、成立と存続を促す制度的支援につき、できるだけ普遍的かつ具体的な政策提言を目指した研究は量的にも質的にも十分であったとはいえなかった。

また、地域研究、特に日本国内における北米やオセアニア地域研究、さらにはメディアやマス・コミュニケーション研究の蓄積の中で、先住民族によるマスメディアの実践（運営）に焦点を当てたものはほとんど存在してこなかったと認識している。

こうした状況下において、本研究は国内外ともに研究の空白部分を埋めると同時に、研究代表者のこれまでの研究実績の上に、さらに豊かな知見を蓄積することになったと結論付けられる。

②得られた成果のインパクト

既述のように、本研究の成果は学術的には十分に探究されていないテーマを扱い、また一定の知見を得たことにある。この点において想起しうるインパクトの一つは、「先住民族メディア論」（indigenous media studies）ともいうべき知識・知見の近い将来の体系化であろう。

このことに加えて、本研究は先住民族テレビの成立と存続に資する具体的な政策提言を導き出すことも主たるねらいとしていた。結果的に本研究から得られた示唆として、国内法における先住民族およびそれに起因する諸課題（便宜上「先住民族問題」と称する）の認知、とりわけ最高法規（憲法）レベルでの認知の重要性がある。先住民族の権利宣言レベルとまではいかなくとも、国内法のあり方次第で、先住民族テレビの成立と存続に大きな差異をもたらすことが、事例分析を通じて実証的に確認された。

こうした成果をさらに検証し、より普遍化していくことで、エスニック・グループ間の対話を促し、紛争を予防する上でも有効な一手段と考えられる先住民族テレビの成立・存続につながる、ユニバーサルな政策枠組みの考案と提示を期待できることが本研究の社

会的なインパクトとして考えられる。

③今後の展望

年度ごとの成果で既述したように、本研究を遂行する過程で明らかになったのは、情報通信技術の進展が、先住民族の権利宣言のみならず、先住民族テレビや先住民族メディアの実践にも与えた影響である。技術革新は先住民族メディアの世界でも社会的なコミュニケーションそのもの、あるいはその意味やあり方を地殻変動的に変質させてしまった感がある。

それでもなお、例えば日本では平日の平均テレビ視聴時間が依然として3時間を超えるように（NHK 放送文化研究所の生活時間調査による）、テレビ放送は多くの人々が気軽に接触する媒体として、また主たる情報入手源としての地位を譲ってはいないといえる。また、人口カバー率や一斉性から導かれるメディアとしての特質は、少なくとも現時点ではインターネットにはないメリットとして理解可能である。それゆえテレビを研究していく意義は未だ薄れていないと考えてよいように思われる。

今後は、社会に対する情報発信がネットの出現で容易になった現実を踏まえ、電波を用いる先住民族テレビの意義や課題がどのように変遷していくのかについて、地域研究や政策科学的なアプローチに加え、社会情報学やメディア研究にも軸足を置いたアプローチで研究を継続することが肝要である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① 八幡耕一、情報文化の空間構造に関する試論：「個」に焦点化した空間モデルを求めて、情報文化学会誌、査読有、19巻2号、2013、11-17

② 八幡耕一、情報文化の主体を眺める視座：オルタナティブとアノニマス、情報文化学会誌、査読有、17巻2号、2011、7-13

6. 研究組織

(1) 研究代表者

八幡 耕一 (KOICHI YAWATA)

龍谷大学・国際文化学部・准教授

研究者番号：10452210